

「薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し」について
に対する厚生労働省の考え方

平成 28 年 3 月 17 日
厚生労働省

(規制改革会議健康・医療WGからいただいた御指摘)

1. 薬局において、一定の条件の下で薬剤師不在時に登録販売者が第二類・第三類の一般用医薬品を販売することができるよう、規制を見直すべきではないか。

(厚生労働省の考え方)

厚生労働省としては、地域包括ケアシステムを構築する中で、かかりつけ薬剤師・薬局の取組を推進していくことが重要であると考えている。一方で、地域によっては薬剤師が十分に確保できない実情があることに鑑み、地域住民の医薬品供給のニーズを充足していく観点から、薬局において、一定の条件の下で、薬剤師不在時に登録販売者が第二類・第三類の一般用医薬品を販売することができるよう、規制を見直すことを検討する。その際に、以下の点に留意して検討したい。

- (1) かかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たせることを前提とし、薬剤師の不在理由が処方箋を持つ患者にとって納得できるような、薬局の調剤応需体制の確保とのバランス
- (2) 薬剤師不在時には、調剤を受けられない旨を患者に分かりやすく知らせる手段
- (3) 薬局の管理の観点から、薬剤師不在時であって登録販売者が第二類・第三類の一般用医薬品を販売しようとする場合の、調剤室と調剤された薬剤の販売に係る設備を閉鎖するなどの所要の措置

(規制改革会議健康・医療WGからいただいた御指摘)

2. 都道府県等が行っている薬局と店舗販売業の併設許可に関して、各自治体の判断で過度な規制を課すことがないよう、都道府県等に対して要件の統一化を図るための通知の発出等を行うべきではないか。

(厚生労働省の考え方)

薬局と店舗販売業の併設許可に関して、薬局区画と店舗販売業区画の区分のあり方について自治体によって判断が分かれているとの指摘があったことを踏まえ、具体的な事例を把握した上で、都道府県等に対する通知の発出等について検討する。

(規制改革会議健康・医療WGからいただいた御指摘)

3. 上記について、結論を得るスケジュールを示されたい。

(厚生労働省の考え方)

本件については、平成 28 年度中に結論が得られるよう検討してまいりたい。

以上